

## 栃木市空家等管理活用支援法人募集要領

### 1 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定期間 指定日から令和9年3月まで（栃木市空き家等対策計画の期限まで）。

### 3 市が求める業務内容

栃木市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領第2第8号に規定する「法第24条各号に規定する業務に関する計画書」に記載する内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、次の各号に掲げる業務に該当しないものについても、市と協議の上、適正かつ確実に行うことができると市が認めるものであれば、計画書に記載することができる。

- (1) 空家等相談窓口業務
- (2) 空家等の問題に関する情報発信やセミナー等啓発事業
- (3) 空家等の適正管理業務
- (4) 弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会福祉士等の資格を有する者と連携した空家等の対策業務

### 4 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社で

あること。

(2) 栃木市暴力団排除条例(平成23年栃木市条例第62号)第2条第5号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。

(3) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(4) 法第24条各号に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

(5) 空家対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有すること

## 5 募集期間

令和6年4月8日(月曜日)から令和6年5月7日(火曜日)

## 6 応募方法

空家等管理活用支援法人指定申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、市に提出すること。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

## 7 指定の決定

提出書類を次の審査基準に照らし、支援法人の指定を決定する。

### (1) 活動目的

- ・法第24条の業務を行う計画を有する法人であること
- ・空家等の管理又は活用等を図ることを活動目的としていること

### (2) 活動実績

- ・空家対策に取り組んだ活動実績があること、又は、類する活動実績があること

### (3) 組織形態・運営体制

- ・必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること
- ・関係する行政機関や民間団体等と既に連携して活動を行っていること、又は、今後行うことができると確認できること

## 8 留意事項

申請にあたっては、法及び「栃木市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領」を参照すること。

## 9 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務にあたらせること。

## 10 提出方法

栃木市都市建設部建築住宅課に持参（事前相談要）

1 1 問い合わせ先

栃木市都市建設部建築住宅課

電話番号 0282-21-2452